

		一次試験 (RLW試験)			二次試験 (S試験)			許可事項
		配慮内容	試験教室	試験時間	配慮内容	試験時間	試験時間	
視覚	障害等級が6級程度より重度の視覚に障がい等のある方	<p>【点字】 点字の問題冊子を使用して受験し、点字用解答用紙に解答します。3～5級のリスニング第1部と5級の第3部ではイラストを用いず、イラストの日本語説明文に置き換えます。</p> <p>【拡大墨字A3】 弱視用のA3問題冊子 (25Pゴシック体文字) を使用して受験し、同サイズの文字解答用紙に書き込む方法です。3～5級のリスニング第1部ではイラストを用いず、イラストの日本語説明文に置き換えます。</p> <p>【普通墨字A4】 弱視用のA4問題冊子 (18Pゴシック体文字) を使用して受験し、同サイズの文字解答用紙に書き込む方法です。3～5級のリスニング第1部ではイラストを用いず、イラストの日本語説明文に置き換えます。</p> <p>【一般墨字A4 (拡大読書器使用)】 一般問題冊子の片面コピー (A4) を拡大読書器で拡大して受験します。解答は直接問題に○つけ、または記入して提出します。</p>	別室	1.5倍	<p>【点字】 点字の問題カードを使用して受験します。イラストについては、イラスト説明文で代用します。</p> <p>【拡大墨字A3】 弱視用のA3問題カード (25Pゴシック体文字) を使用して受験します。イラストにはイラスト説明文が付記されています。</p> <p>【普通墨字A4】 弱視用のA4問題カード (18Pゴシック体文字) を使用して受験します。イラストにはイラスト説明文が付記されています。</p> <p>【普通墨字A4 (拡大読書器使用)】 弱視用のA4問題カード (18Pゴシック体文字) を拡大読書器で拡大して受験します。イラストにはイラスト説明文が付記されています。事前に機械の設置が必要のため、別室での受験になります。</p>	黙読時間・考慮時間の延長 (級により異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字盤の持参使用 ● ハーキンスの持参使用 ● ルーベ・携帯型拡大読書器の持参使用 ● 拡大読書器の持参使用 ● 照明機器などの持参使用 ● 介助者の同伴*1 (試験中は除く) 	
	上記以外の視覚に障がい等のある方	<p>【文字による解答A4】 他の受験者と同様、一般問題冊子 (A4) を使用して受験しますが、解答用紙はマークシートではなく文字解答用紙を使用します。</p>	一般同室	通常	<p>【優先受験】 受験者の不自由の度合いを考慮して、あらかじめ受験者情報を印字した面接カードを用意し、直接面接室に誘導し、優先的に面接を受けてもらう配慮です。</p>	通常		
聴覚	障害等級が6級程度より重度の聴覚に障がい等のある方	<p>【テロップ】 リスニングテストを音声でなく文字をモニターに映し替えとします。音声は流れません。</p> <p>【強音放送】 リスニングテストを別室にてボリュームを上げて聞きます。</p>	別室	リスニング放送 (CD) の1.5～2倍	<p>【筆談】 (音読を口話で実施) 面接委員からの指示や質問はフラッシュカード (FC) で示されます。受験者は、FCを見て質問に対する応答を英文で書いて答えます。2～3級のバツセージ音読は口話で行います。</p> <p>【筆談】 (音読を筆談で実施) 面接委員からの指示や質問はフラッシュカード (FC) で示されます。受験者は、FCを見て質問に対する応答を英文で書いて答えます。2～3級のバツセージ音読は筆談で行います。</p>	筆談記入・フラッシュカード提示のため通常時間より長くなる	<ul style="list-style-type: none"> ● 補聴器などの使用 ● マイク付補聴器の使用*2 ● 介助者の同伴*1 (試験中は除く) 	
	上記以外の聴覚に障がい等のある方	<p>【座席配置】 スピーカー近くに座席を配席して受験します。</p>	一般同室	通常	<p>【FC+口話】 面接委員からの指示や質問はフラッシュカード (FC) で示されます。受験者は、FCを見て質問に対する応答を口話で行います。</p>	フラッシュカード提示のため通常時間より長くなる		
					<p>【口話】 通常通りの面接を行います。面接委員からの質問や指示は、聞こえの状態に合わせて、ゆっくりはっきり大きな声で行います。</p>	通常		
肢体不自由	障害等級が4級程度より重度の上肢に障がい等のある方	<p>【チェック解答 (時間延長あり)】 上肢が不自由なためマークシートではなく問題冊子に直接○つけ、または記入して提出します。3級以上のライティングは自書します。問題冊子は事前申告にあわせ、拡大 (A3) *3と普通 (A4) の二種類あります。</p> <p>【タブレット解答 (時間延長あり)】 上肢が不自由なため解答を自書できない場合、協会が準備するタブレットにスクリーンキーボードを用いて入力をして解答をすることが出来ます。同意書提出のうえ、審査が必要で、原則、一般問題冊子 (A4) を使用しての受験になります。 ※ 同次ごとに同意書の提出が必要です。受験上の配慮係より同意書をお送りしますので、申請前に必ずご連絡ください。</p>	別室	1.5倍	<p>【優先受験】 受験者の不自由の度合いを考慮して、あらかじめ受験者情報を印字した面接カードを用意し、直接面接室に誘導し、優先的に面接を受けてもらう配慮です。</p>	通常	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車での来場 ● 介助者の同伴*1 (試験中は除く) ● 机の持参使用 	
	上記以外の上肢に障がい等のある方	<p>【チェック解答 (時間延長なし)】 上肢が不自由なためマークシートではなく問題冊子に直接○つけ、または記入して提出します。3級以上のライティングは自書します。問題冊子は事前申告にあわせ、拡大 (A3) *3と普通 (A4) の二種類あります。</p>	一般同室	通常	<p>【優先受験 (誘導・面接室の設置配慮)】 受験者の不自由の度合いを考慮して、あらかじめ受験者情報を印字した面接カードを用意し、直接面接室に誘導し、優先的に面接を受けてもらう配慮です。試験会場内での移動や面接室の配置等に配慮が必要のため、会場設備により誘導・別室受験 (1階に設置) などを設定します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 車いすの持参使用 ● 乗用車での来場 ● 介助者の同伴*1 (試験中は除く) ● 机の持参使用 	
	下肢に障がい等のある方	<p>【一般と同一】 試験会場内での移動や座席の配置などに配慮が必要です。会場設備により誘導・座席配置・別室受験などを設定します。</p>	一般同室または別室	通常				
養護	音声言語障がい (吃音症・器質性・運動障がい性・その他) 等のある方	<p>【通常受験】 RLW試験については、発話を必要としないため、音声言語障がいの方への配慮は不要となります。</p>	一般同室	通常	<p>【筆談 (音読を口話で実施)】 *4 Q&Aについて質問に対する応答を英文で書いて答えます。2～3級のバツセージ音読は口話で行います。</p> <p>【筆談 (音読を筆談で実施)】 *4 Q&Aについて質問に対する応答を英文で書いて答えます。2～3級のバツセージ音読は筆談で行います。</p> <p>【発話への配慮】 *4 話がつまる、大きな声が出ないなどの状況を面接委員に伝え、注意深く受験者の発話を聞き、受験者の発話が止まってしまっても解答を促すような声掛けを行わずに制限時間まで待つ、受験者に大きな発声を促さない等の配慮をします。</p>	筆談記入のため通常時間より長くなる		
	病弱	<p>【一般と同一／別室受験】 *4 受験者の状況により、誘導・試験教室の配慮、座席配置、別室の準備などの配慮を行います。</p>	一般同室または別室	通常	<p>【優先受験】 *4 受験者の不自由の度合いを考慮して、あらかじめ受験者情報を印字した面接カードを用意し、直接面接室に誘導し、優先的に面接を受けてもらう配慮です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 介助者の同伴*1 (試験中は除く) ● 机の持参使用 	
	発達障がい	<p>【チェック解答 (時間延長なし)】 *4 読み・書きに困難があるためマークシートではなく問題冊子に直接○つけ、または記入して提出します。3級以上のライティングは自書します。問題冊子は事前申告にあわせ、拡大 (A3) *3と普通 (A4) の二種類あります。</p>	一般同室または別室	通常				
	その他	<p>【一般と同一／別室受験】 *4 受験者の状況により、誘導・試験教室の配慮、座席配置、別室の準備などの配慮を行います。</p>	一般同室または別室	通常				

*1 一次試験は、試験開始5分前まで同伴可能です。試験開始5分前から試験終了までは、原則として試験教室での同伴・待機はできません。

二次試験は、面接室前まで同伴可能です。面接中は、原則として面接室での同伴・待機はできません。

*2 一次試験は、マイクをCDプレーヤーのスピーカー近くに置いて使用します。二次試験は、マイクを面接委員に渡し面接を行います。

*3 一般問題冊子 (A4) をA3サイズに拡大したものを使用します。

*4 ★マークがついている配慮は、配慮が必要な理由が書かれている診断書または状況報告書などをウェブサイト上の申請フォームに添付することが必要です。障害者手帳を持っている場合は、障害者手帳の添付も必須です。

配慮の適用可否は、審査のうえ判断します。診断書と状況報告書の書き方は、「障がいの状況を証明できる書類」をご確認ください。

※ 診断書または状況報告書などの有効期限は発行日から1年の受験上の配慮申請受付終了日までです。